

就職に有利な資格取得のための訓練資金を貸付します

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

### 令和6年度 訓練促進資金貸付けの募集案内

#### 1 事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して職業訓練資金を貸付けし、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的に実施するものです。

#### 2 貸付の種類及び貸付額

- (1) 入学準備金 500,000 円以内（養成機関に入学するとき）
- (2) 就職準備金 200,000 円以内（養成機関の課程を修了し、資格を取得したとき）

#### 3 貸付対象者

高知県内に住民登録しているひとり親家庭の親であって、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

##### (1) 入学準備金

次のア・イのいずれにも該当する者

ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に養成機関に入学した者で、卒業後に取得した資格が必要な業務に従事予定の者

イ 専門実践教育訓練給付金及び自立支援教育訓練給付金を受給しない者

##### (2) 就職準備金

養成機関の課程を修了した者で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、取得した資格が必要な業務に従事した者

(注1) 上記(1)、(2)とも審査等により不承認となる場合があります。

(注2) 令和7年3月31日までに貸付承認を受け、貸付契約を締結できる方に限ります。

(審査を経て貸付契約を締結するまで、約1か月程度の期間が必要となります。書類の不備等があれば訂正等により時間が掛かる場合もありますので、あらかじめご了承ください。)

#### 4 募集期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 5 連帯保証人

##### (1) 人数 原則1名

※連帯保証人は貸付申請者の世帯と生計を異にする者でなければならない。

※貸付申請者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

- (2) 要件 次の①から②の要件をすべて満たす者を連帯保証人とすることができる。
- ①連帯保証人は、成人の者で、次のアからウのいずれかの書類により、貸付申請額を上回る資力を有していることが確認できる者でなければならない。
- ア 所得証明書、源泉徴収票、確定申告書（控）、年金振込通知書等
- ・給与収入額又は公的年金収入額
  - ・営業所得、不動産所得等
- イ 預貯金残高を確認できるもの
- ・預金残高
- ウ ア及びイ以外
- ・その他、資力を有すると認められる客観的な判断資料
- ②日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者でなければならない。

## 6 貸付利子

連帯保証人を立てる場合は、無利子です。連帯保証人を立てない場合は、返還債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利息は年1%となります。

ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は、貸付要領第18条の規定により延滞利子（年3.0%）を徴収します。

## 7 貸付金の交付

貸付決定後、貸付決定者から提出された借用証書及び振込口座届、請求書などの必要書類一式を高知県社会福祉協議会が受領後、約1週間以内に指定口座に振り込みます。

## 8 返還の免除

- (1) 養成機関を卒業し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事したときは、所定の手続き後の審査により貸付金の返還が免除されます。

※1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

※業務に従事する区域は限定しない。

- (2) 取得した資格が必要な業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡又は心身の故障により業務ができないときは、貸付金の返還が免除されます。

## 9 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

- (1) 「3 貸付対象者」に規定する者でなくなったとき
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 貸付けを受けた者が訓練促進資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- (5) その他、訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

## 10 貸付金の返還

(1) 次のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、事由が生じた日の属する月の翌月以降から返還しなければならない。

①訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき

②養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき

③取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき

④業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

(2) 返還期間は、貸付けを受けた者と協議のうえ次のとおりとする。

①入学準備金は、最長5年までとする。

②就職準備金は、最長2年までとする。

なお、入学準備金及び就職準備金の両方の貸付けを受けた場合は最長7年までとする。

## 11 申請の手続き方法

貸付けを希望する方は、下記の書類を郵送または持参により高知県社会福祉協議会に提出してください。

(1) 貸付申請書（第1-1号様式）

(2) 身上調書（第2号様式）

(3) 高等職業訓練促進給付金交付決定通知書の写し

(4) 住民票（世帯全員が記載されたもの）

(5) 連帯保証人の収入又は所得若しくは資産を証明する書類

(6) 個人情報取扱業務概要説明書

（貸付申請者及び連帯保証人がそれぞれ1枚ずつ記名、押印）

(7) （就職準備金の申請時のみ）養成機関の修了書の写し

(8) （就職準備金の申請時のみ）資格証明書の写し

(9) その他必要と認められる書類

※借入れしたい資金の根拠となる書類（金額が確認できるもの）

※（就職準備金の申請時のみ）内定通知書や雇用契約書等、就職が証明できる書類

### 【問い合わせ及び申請先】

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 地域支援グループ 福祉資金課

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内

TEL：088-844-4600（受付時間：平日 8：30～17：15）

<https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>

※必要な様式は、高知県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

